

水戸市個人情報保護法施行条例を公布する。

令和5年3月27日

水戸市長 高橋 靖

水戸市条例第2号

水戸市個人情報保護法施行条例

(趣旨)

第1条 この条例は、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）の施行に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この条例において「実施機関」とは、市長、教育委員会、選挙管理委員会、公平委員会、監査委員、農業委員会、固定資産評価審査委員会、消防長及び公営企業管理者をいう。

2 前項に定めるもののほか、この条例において使用する用語の意義は、法の例による。

(開示請求書の記載事項)

第3条 開示請求書には、法第77条第1項各号に掲げる事項のほか、実施機関が定める事項を記載するものとする。

(開示請求に係る手数料等)

第4条 法第89条第2項に規定する手数料の額は、無料とする。

2 保有個人情報の開示を受ける者は、実施機関の定めるところにより、当該開示に係る費用として実費の範囲内において実施機関が定める額を負担しなければならない。

(水戸市個人情報保護審議会の設置)

第5条 この条例の改正等を実施する場合その他個人情報保護に係る専門的な知見に基づく意見を聴くことが特に必要である場合において、実施機関の諮問に応じて審議するため、水戸市個人情報保護審議会（以下「審議会」という。）を置く。

(組織等)

第6条 審議会は、個人情報保護制度について優れた識見を有する者のうちから、市長が委嘱する7人以内の委員をもって組織する。

2 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠により委嘱された委員の任期は、前任者の残任期間とする。

3 審議会に、委員の互選により会長及び副会長を置く。

4 会長は、審議会の会務を総理する。

5 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第7条 審議会は、会長が招集し、会長は、会議の議長となる。

2 審議会は、4人以上の委員の出席がなければ開くことができないものとし、審議会の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(秘密を守る義務)

第8条 委員は、職務上知り得た秘密を他に漏らしてはならない。その職を退いた後も、また、同様とする。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、総務部において行う。

(委任)

第10条 この条例の施行について必要な事項は、実施機関が定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、令和5年4月1日から施行する。

(水戸市個人情報保護条例の廃止)

2 水戸市個人情報保護条例(平成16年水戸市条例第44号。以下「旧条例」という。)は、廃止する。

(旧条例の廃止に伴う経過措置)

3 この条例の施行の際現に旧条例第2条第2項に規定する個人情報(以下「旧個人情報」という。)の取扱いに従事していた同条第1項に規定する実施機関(以下「旧実施機関」という。)の職員若しくは職員であった者又は旧実施機関から旧個人情報の取扱いの委託を受けた者が受託した業務若しくは指定管理者(地方自治法(昭和22年法律第67号)第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。)が同項の規定により行う公の施設の管理の業務に従事している者若しくは従事していた者に係る旧条例第7条の規定によるその業務に関して知り得た旧個人情報の内容をみだりに他人に知らせ、又は不当な目的に利用してはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

4 この条例の施行の日(以下「施行日」という。)前に旧条例第13条、第26条又は第33条の規定による開示、訂正又は利用停止の請求がされた場合における当該開示、訂正及び利用停止については、なお従前の例による。

5 前項の規定によりなお従前の例によることとされた旧個人情報の開示、訂正及び利用停止に係る処分に対する審査請求に関する審理手続、水戸市情報公開・個人情報保護審査会への諮問、裁決等については、なお従前の例による。

6 施行日前において旧条例第42条に規定する水戸市個人情報保護運営審議会の委員であった者に係る旧条例第45条の規定による職務上知り得た秘密を漏らしてはならない義務については、この条例の施行後も、なお従前の例による。

7 施行日前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

(特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

8 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例(平成3年水戸市条例第1号)の一部を次のように改正する。

別表第1中「個人情報保護運営審議会」を「個人情報保護審議会」に改める。

(水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例の一部改正)

9 水戸市情報公開・個人情報保護審査会条例(平成16年水戸市条例第45号)の一部を次のように改正する。

第2条中「条例の」を「条例等の」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項

第9条第1項中「水戸市個人情報保護条例第38条」を「個人情報の保護に関する法律第105条第3項において読み替えて準用する同条第1項」に、「実施機関を」を「機関を」に、「水戸市情報公開条例第12条第1項」を「同条例第12条第1項」に、「水戸市個人情報保護条例第19条第1項、第29条第1項

又は第36条第1項」を「同法第78条第1項第4号，第94条第1項又は第102条第1項」に改める。

